

神奈川県議会情報セキュリティ基本方針（案）について

地方公共団体の議会及び執行機関に対し、情報セキュリティポリシー（※）のうち基本方針の策定・公表が令和8年4月1日までに義務付けられたことを受け、次のとおり基本方針（案）を作成する。

- ※ 情報セキュリティポリシーとは、「基本方針」と「対策基準」から構成される。
- ※ 本県執行機関においては、総務省ガイドラインを参照して「神奈川県情報セキュリティポリシー」を策定済である。

1 基本方針（案）について（別紙1）

基本方針とは、情報セキュリティ対策の基本的な考え方を示すものである。

（1）作成に当たっての考え方

総務省ガイドラインに沿って本県議会の行う業務を踏まえて作成（別紙2）

- 基本方針（案）に規定する項目

- ① 目的
- ② 定義
- ③ 対象とする脅威
- ④ 適用範囲
- ⑤ 利用者の遵守義務
- ⑥ 情報セキュリティ対策
- ⑦ 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施
- ⑧ 情報セキュリティポリシーの見直し
- ⑨ 情報セキュリティ対策基準の策定
- ⑩ 情報セキュリティ実施手順の策定

（2）今後のスケジュール（予定）

- 令和8年2月上旬～3月上旬 団長会で 協議
- 3月下旬 団長会で了解を得て策定・公表

（参考）対策基準について

対策基準とは、基本方針に基づく、情報システムに必要となる情報セキュリティ対策の基準である。

（1）策定に当たっての考え方

総務省ガイドライン及び執行機関の神奈川県情報セキュリティポリシーを参照し、令和8年度に策定予定

（2）策定に向けたスケジュール（予定）

- 令和8年度 団長会等で対策基準を協議・策定
- 令和9年度 議員貸与パソコン等更新に合わせ必要な対策を実施